

財団法人交流協会と亜東関係協会との

重症急性呼吸器症候群(SARS)等共同研究に関する覚書の締結について

1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」に関連し、次の事項が実施されることについて必要な関係当局との同意が得られるよう相互に協力することを合意しました。

1. 覚書の概要

- (1) 題名「財団法人交流協会と亜東関係協会との重症急性呼吸器症候群(SARS)等共同研究に関する覚書」(原文：日本語 中国語)
- (2) 目的「重症急性呼吸器症候群(SARS)及び大規模かつ重篤な新興・再興感染症に関する日台共同研究に関する相互協力」
- (3) 協力事項 「①日本側は国立感染症研究所、台湾側は行政院衛生署疾病管制局に対し協力要請を行う②「共同研究プログラムの策定、評価等の調整が必要な場合は調整会議を開催する」

2. 覚書の署名

財団法人交流協会会長服部禮次郎と亜東関係協会会長許水徳が、平成15年11月12日に東京において署名した。